

1. 国外にある恒久的施設(Betriebsstätte)の損金の取り扱い

租税条約の対象となる国外所得は、ドイツ国内では原則として以下2つの方法で取り扱われます。

- ・外国税額控除方式

国外所得は国内で考慮されます。国外で支払われた税金は一定の要件のもと、国内の税金と相殺されます。

- ・国外所得免除方式

課税は国外でのみ行われます。場合によっては国外所得額の分、国内の課税対象所得にかかる税率が引き上げられます(所得税法第32b条累進課税留保)。

国外にある恒久的施設の所得には通常、租税条約で規定されている国外所得免除方式が適用されます。

連邦財務裁判所は、EU域内の資本会社がドイツ国外に支店を持っており、この支店の収益に対してドイツに課税権がない場合、支店で発生した損金は国内で発生した益金とは相殺することはできないとの判断を下しました。また、この規則は国外における損金の使用が認められない場合にも適用されます。この例としては、国外にある恒久的施設の業務を終了した場合や恒久的施設の譲渡を行った場合、あるいは会社形態の変更等が挙げられます。

連邦財務省は国外における恒久的施設の損金の相殺を認めない点について、租税条約で規定されている国外所得の免除は、損益に関わらず適用されることを理由としています。

欧州裁判所は、最終損失控除の禁止はEU法に違反しないと提唱しています。

2. 二重家計控除における第一住居への財政的関与

業務上の事由によって自身の住居のほかにも勤務地近辺に第二住居が必要となる場合、勤務地の住居にかかる費用は二重家計の枠内で必要経費もしくは事業支出として控除可能です。この控除の前提条件は、生活の中心地、つまり第一住居における生活費に財政的に関与していることです。

特に問題点は、独身の納税義務者が両親の家に住んでおり、その家にかかる費用を一部負担している場合です。この点に関して当局は、納税義務者の負担額がその家で発生する費用の10%を超えていれば、二重家計控除は認められるとの見解を示しています。

この判断基準は、現時点で連邦財務省からも否定されていません。両親と同じ家に住んでいたとしても、納税義務者自身の家計がある程度独立したものであれば、費用負担分は納税義務者自身の家計に属するものだと認められています。また、この場合の生活費の支払いに関しては特に規定はなく、一年に一度まとめて支払う形でも問題はありません。

3. 代表取締役の送別に伴う祝賀会

従業員は、特別な業務上の事由によって発生した費用を必要経費として控除することができます。現行の判例によれば、昇進や勤続記念を祝うための費用も必要経費として認められています。また、退職に伴う送別会の費用も、原則的には業務の枠内で行われたものと認識されるため、必要経費控除が認められています。

こういったイベントの開催費用が必要経費として控除可能か否かは、祝賀会の理由、主催者、招待客、招待客との関係、開催場所やイベントの性質等を考慮した上で判断する必要があります。

最新の判例でニュルンベルク財務裁判所は、ある企業の代表取締役が、多大な費用が発生した送別会へ大勢のゲストを招待したケースについて見解を明らかにしました。この送別会は、湖と歴史的建造物のある公園に類似した敷地にある豪華なパーティー会場で開催されました。様々なパーティープログラムの一環として、プロの演奏家によるライブミュージックや、ファイヤーショー、ドラムのワークショップ等、数々の芸術的パフォーマンスがサーカス形式で行われました。主催者の代表取締役は、この送別会にかかった費用およそ10万ユーロを経費として控除申請しました。

これについてニュルンベルク財務裁判所は、この費用を特別接待交際費とみなしました。このような接待交際費は狩猟や漁業、ヨットや「それに類する目的」に関する接待交際費同様、所得税法上の控除が認められていません。

この判例における裁判所の見解として、送別会にかかる費用はこの「それに類する目的」に関わる費用であり、これにより税法上は業務上の事由による費用ということになりますが、この送別会が通常の祝賀会等と異なることは顕著であり、費用総額の10万ユーロは不適正であると判断されました。この送別会では参加者一人あたりの費用も600ユーロとされており、税務上の適正枠を超えていました。

結果としてこの判例において、接待交際費としての送別会費用(接待費用を含む)の控除は、適正枠を含め全額認められませんでした。

4. 各種確定申告の提出期限

所得税や法人税、売上税の申告を義務付けられている場合、その申告は期限内に行わなければなりません。この提出期限は、コロナ危機のため過去に何度か延長されています。

税理士を通して作成・申告を行う場合の期限については下記の通りです。

2022年	2024年7月31日
2023年	2025年6月2日
2024年	2026年4月30日

農林所得の場合、上記以外に別途期限が設けられます。

申告期限を遵守するためにも、必要書類や請求書等は適切にご提出いただきますようお願いいたします。

また上記期限はコロナ危機を考慮して設定されていますが、2025年以降はコロナ危機以前の通常期限(税理士を通じた場合、翌々年の2月末日)が改めて適用されます。

5. 介護保険料改定(2023年7月1日～)

介護保険改革の一環として、2023年7月1日より介護保険料が改訂されました。基本となる保険料率は従来より0.35%引き上げられて3.4%、24歳以上で子どもがいない場合の追加保険料率は0.25%引き上げられて0.6%となります。

このたびの新規則として、第二子以降が25歳になるまでの期間、養育費を考慮して子ども1人に付き保険料率が0.25%引き下げられることになりました(子どもが5人以上の場合は同じ保険料率)。この保険料率の引き下げは従業員負担分のみ適用され、雇用者負担分は子どもの人数にかかわらず1.7%となります。

これにより、2023年7月1日からは以下の保険料率が適用となります。

子どもの人数		従業員負担分	雇用者負担分
0人	24才未満の被保険者	1,70%	1,70%
	24才以上の被保険者	2,3% (1,7% + 0,6%)	1,70%
1人	基礎保険料率	1,70%	1,70%
2人	新たに引き下げとなる保険料率	1,45% (1,7% - 0,25%)	1,70%
3人		1,2% (1,7% - 2x0,25%)	1,70%
4人		0,95% (1,7% - 3x0,25%)	1,70%
5人以上		0,7% (1,7% - 4x0,25%)	1,70%

子どもが25歳になると、この引き下げが取り消されます。全ての子どもが25歳になってからは、基礎保険料率、つまり子どもが1人いる場合の保険料率が適用されます。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>